

随意契約によることとした理由

1 業務名

(仮称) アーバンスポーツイベント2023企画・運営等業務

2 業務概要

本業務は、スケートボードを始め複数のアーバンスポーツが同時に楽しめる普及とマナーの啓発を兼ねるイベントを実施し、スポーツを通じたまちの活力創出を図るとともに、将来的にこうしたイベントを各競技団体の主催により実施できるよう競技団体の育成を図るものである。

3 契約の相手方

- (1) 所在地
広島市東区二葉の里三丁目5番4号
- (2) 商号又は名称
広島テレビ放送株式会社

4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 随意契約によることとした理由

本業務の実施に当たっては、スポーツイベントの企画・運営等業務に関する専門的な知見・企画力、関係者との調整能力及び事業遂行能力を有する事業者が業務を委託することが効果的であることから、業務の委託に当たり、あらかじめ事業者を特定する必要があるため、公募型プロポーザル方式を採用した。

公募の結果、2者から企画提案があり、それらを「(仮称) アーバンスポーツイベント2023企画・運営等業務プロポーザル審査委員会」において審査した結果、当該事業者が最も高い得点であったことから、同者を受託候補者として特定した。